

お知らせ

水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い下水道法に基づく 届出等が必要な旅館業のうち住宅宿泊事業（民泊）に該当するものが除かれます

【改正の概要】

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第356号。）の施行に伴い、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）のうち住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定するものをいう。）に該当するものの用に供するちゅう房施設等が水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項の政令で定める特定施設から除かれ、水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の3の対象が次のとおり規定されました。

旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの

（イ）ちゅう房施設 （ロ）洗たく施設 （ハ）入浴施設

※下水道法では、旅館業の用に供する（イ）ちゅう房施設（ロ）洗たく施設（ハ）入浴施設（温泉を利用するものを除く）については、特定施設に関する規制および設置等の届出等の対象から除かれています（下水道法施行令第9条の2）。

上記改正に伴い、住宅宿泊事業（民泊）に該当するものの用に供するちゅう房施設等は下水道法の特定施設から除かれます。

【届出について】

改正令の施行により一の施設が特定施設でなくなることについては、下水道法第12条の7に定める特定施設の使用廃止には該当しないため、同条に基づく届出を要しません。また、届出義務が改正令の施行前に生じたものであっても、その履行期限が改正令の施行後となる場合は、下水道法第12条の7並びに第12条の8に基づく氏名等の変更の届出及び承継の届出は要しません。

また、改正令の施行により特定施設でなくなる施設に対し、改正令の施行前に下水道法第12条の6の規定によって適用された設置又は変更についての実施制限は、改正令の施行の際に効力を失います。

その他の詳細については、[施行通知](#)をご覧ください。

【施行日】 令和2年12月19日